~秀英心得~

生徒心得

本校生徒は常に秀英高等学校の生徒としての自覚と誇りをもって行動し、次の事項を守って下さい。

3年生は生徒手帳を常に携帯して下さい。

1.登校•下校

登下校の際は服装を正し、マナー・ルールを守り、本校生徒としての品位を傷つけないよう注意して下さい。

- (1) 生徒は8時45分までに登校する。特別な事情で学校に残るときは、担任又は顧問に申し出、許可を得るようにして下さい。
- (2) マナー・ルールをよく守り、通学途上は他の歩行者、車両等の妨げにならないよう充分留意して下さい。
- (3) 指定された通学路を通るようにして下さい。(※別紙、通学路を参照)
- (4) 駅構内での待ち合わせ、長時間の立ち話等はしないで下さい。
- (5) やむをえず登下校の途中寄り道をする場合は、あらかじめ保護者と担任の許可を得て下さい。
- (6) 自転車通学は必ず各自で保険に入り、通学区間の許可願を提出して下さい。(※別紙、自転車通学を参照)
- (7) 家族以外の自動車・バイクでの送迎は禁止です。
- (8) 緊急災害時の対応について避難場所等、家族でよく話し合い確認をしておいて下さい。
 - ※ 詳細に関しては掲示物・配布物等で確認して下さい。

2.容儀

服装・頭髪は常に清潔・質素を旨に、規程を守り、本校の生徒らしい品位を保つよう心がけて下さい。守らなければ、処分の対象となる場合があります。

(1) 服装規程

ワイシャツ(3年生は胸に布章を付ける)、肌着(白、黒、紺、グレー)、ブレザー、リボン(正・準)、 ネクタイ、指定パーカー、指定ポロシャツ、スカート(正・準)、黒の革ベルト、指定セーター、指定ベスト、 靴下(白、黒、紺、グレーの4色でデザインはワンポイント)、ローファー(黒のみ)

- ・ ブレザーを着る場合は、必ずネクタイ・リボンを着用して下さい。
- ・ スカート丈は裾が膝の真ん中に達する長さとし、短くしないで下さい。スカート丈が合わない場合は再度購入してもらいます。
- パーカーは学校指定のもののみとします。学校指定以外のパーカーは校則違反となります。
- コート類を着用する場合は、必ずブレザーを着て下さい。
- ・ コート類 (ダッフルコート・P コート・ダウン・ウインドブレイカー)、ニット帽、ネックウォーマー、マフラーは寒暖に応じ、着用して下さい。
- ・ 寒暖に応じベージュの無地ストッキング・黒無地タイツのみ着用可とします。※ 但し、ベージュの無地ストッキングを着用する場合は、必ず靴下を履いて下さい。
- ・ 靴下は、くるぶしが見える短い丈のソックス及び、ルーズなものは不可とします。
- ・ スカートの下にズボンを履くのは禁止です。寒い場合は指定のスラックスに履き替えるか、タイツで対応して下さい。
- 3年生は校章を必ずブレザーのえりに装着して下さい。
- ・ 入学式・卒業式・始業式(1学期・3学期)・終業式(2学期)・修了式(3学期)は、正装(ブレザー・ネクタイ・正スカート・正リボン)で行います。
- その他、本校生徒の品位を傷つけるような服装は一切禁止とします。

(2) 頭髪の規程

- ・ 学習に支障のない、清潔惑のある高校生らしい髪型とし、結ぶ場合は飾りのないへアゴムのみ可とします。クリップ・ヘアーバンド等は不可とします。
- パーマ・染色・脱色等は禁止とします。

(3) 通学鞄の規程

手ぶらでの登校は原則禁止とします。

(4) その他の規程

- ピアス・マニキュア・その他装飾品は厳禁です。
- ・ 化粧は自然な化粧(ナチュラルメイク)であれば可とします。(※ 別紙参照。)
- アイライナー、アイシャドウはブラウン(茶色)のみとします。
- カラーコンタクトは黒または茶色の裸眼に近いデザインであれば可とします。
- ・ 病気、怪我、その他やむを得ない理由で規程外の服装をする必要のある人は、保護者から異装願を提出し許可 を得て下さい
 - ※ 異装願が許可されていない状態で異装登校した場合は、注意・保護者連絡をし、場合により帰宅させる ことがあります。異装願は、学校側の判断で認められない可能性もあるので注意して下さい。

3. 校内での心得

自主的、協調的精神の育成に努めると共に常に本校生徒としての本分を忘れないように心掛けて下さい。

- (1) 本校職員をはじめ、来客に対してすすんで挨拶をして下さい。
- (2) 始業から終業まで校外に出ることは禁止とします。もし、やむを得ない理由で校外に出る必要のある場合は、 教員の許可を得て下さい。
- (3) 廊下、階段は静かに歩き、走らないで下さい。
- (4) 所持品にはすべて学年、クラス、氏名を明記して下さい。
- (5) 貴重品は担任に預け、保管を依頼して下さい。万一紛失のあった場合は直ちに届け出て下さい。
- (6) 言葉遣いには充分注意し、本校生徒として恥ずべき言動はしないで下さい。
- (7) 授業中の私語に注意して下さい。
- (8) 休憩時であっても騒がしくせず、また他人の妨害になることは慎んで下さい。
- (9) 授業中、校内外での活動時において、教員の指示を度々聞かない場合、懲戒処分の対象になります。
- (10) ポスター、ビラ等の掲示配布を望む場合、事前に生徒部の許可を得て下さい。
- (11) 学校長の許可なく学校の物品を持ち出したり、または掲示物を取りはずしたりしてはなりません。該当者は 弁償の責を負うことがあります。
- (12) 特別教室や他クラスの教室へ、みだりに入ることはやめて下さい。
- (13) 歩きながらの飲食は禁止です。
- (14) 昼食は原則自分の教室、または所定の場所(ラウンジ等)で昼休みにとって下さい。
- (15) ガムを校内に持ち込まないで下さい。
- (16) 雑誌、娯楽品、貴重品などの学校生活において不要な物、または華美・高価な物を携帯所持しないで下さい。
- (17) 教科書、学用品、履物、傘等は所定の場所に保管して下さい。
- (18) 携帯電話は、校内においては電源を切り、担任・部活顧問に預けて下さい。
- (19) 学習のための電子機器は自己管理とし学校のルールを守って利用して下さい。
- (20) 電子機器からの音を流しての使用を禁止します。

4.校外での心得

校外では常に本校生徒として誇りと責任を持って行動し、言動はすべて気品のあるものでなければなりません。

- (1) 校内外で出会った時の挨拶を励行して下さい。
- (2) 登下校の際は必ず制服を正しく着用して下さい。
- (3) 自身の通学路を守り、寄り道などしないで下さい。
- (4) 自転車で通学する生徒は、自転車通学のルールを守って下さい。(※ 別紙、自転車通学)
- (5) 登下校中の歩きながらの飲食は禁止です。
- (6) 遊技場等高校生にふさわしくない場所への出入りは禁止です。
- (7) 保護者の許可なく外泊をすることは禁止です。
- (8) 夜間の外出は特別な理由がない限り控えて下さい。補導時間 23 時~翌 4 時(県条例)の間は、出歩かないで下さい。
- (9) 運転免許証(二輪・四輪)を取得した・している場合は直ちに届け出、登下校には使用しないで下さい。
- (10) アルバイトは学校指定の用紙により学校に届け出て下さい。
- (11) 携帯電話の使用については、マナー・ルールを守り、他人に迷惑をかけないようにして下さい。
- (12) ネット・SNS に関しては、肖像権や法律に関わる問題が発生したり、様々な犯罪に巻き込まれる可能性が高いため画像・書き込み等をネット上にアップすることは禁止です。

5.休暇中の心得

- (1) 勉学の遅れを取り戻し、またふだんできない研究、読書等に励み、常に自己の人格形成に努めて下さい。
- (2) 心身を鍛え、健全な精神と身体を養って下さい。

6.生徒間の交際

お互いに理解と尊重、思いやりの気持ちを育み、よき友人として、広く交友関係を保つことを心掛けて下さい。

- (1) 上級生は愛情をもって下級生と接し、常に模範となるよう心がけて下さい。
- (2) 下級生は上級生に対して礼を失わないようにし、常に協力するよう心がけて下さい
- (3) 友人間の金品の貸借は禁止です。
- (4) 交際は清純にして節度を守ることが大切です。秘密をもったり、誤解を招くような交際はしないで下さい。

7.携帯電話の使用に関して

- (1) 本校では携帯電話の所持については許可制になっており、希望する場合「携帯電話持込許可願」の提出を義務づけています。
- (2) SNS 等への書き込みや画像 (動画) の投稿に関連した問題が増えています。 しっかりとした「判断力・自制力・責任感」をもって個人情報を管理し、他人を誹謗中傷したり、トラブルに 巻き込まれたりしないように十分に注意して下さい。インターネット上でのトラブルが発生した場合には、厳 しく処分することがあります。

8.不用品の持ち込みについて

- (1) 授業等に関係のないものの持ち込みは禁止です。発見した時点で没収し、一定期間学校で預かります。
- (2) 違法薬物の所持、薬物の乱用は、絶対にやめて下さい。

9. 施設校具

学校の施設、校具類はすべて共有のものです。学校生活の向上、教育効果の実現においてこれらは欠かすことのできないものです。個人の故意又は不注意によって損傷することのないよう心がけて下さい。

- (1) 学校の施設、校具は担当教諭の指示のない限り、所定の位置を移動してはなりません。
- (2) 施設、校具を故意に損傷または落書き等をした場合は弁償の責を負わなければなりません。

10.懲戒

法律にふれる行為や上記生徒心得において禁止されている事項を遵守せず、学校の秩序を乱すなど本校生徒としてふさわしくない問題行為があった場合は、本校内規により厳重注意、停学、または退学等の懲戒となります。

11. 保健室の利用

- (1) けがをした時や体調の悪いとき
- ・ 原則として休み時間に来室して下さい。
- ・ 授業中に保健室を利用したい場合、担任又は教科担当に申し出てから来室して下さい。
- ・ 休養は基本的に 1 時間までとし、それ以上休養が必要な場合は、担任と相談して下さい。
- ・ 内服薬の投与は行いません。
- ・ けがの処置は原則的に当日学校での応急処置のみであり、継続的治療は行いません。
- (2) スポーツ振興センターの手続き
- ・ 授業中や登下校、部活動、休み時間などにけがをし、医療機関を受診した場合には給付金が支給されます。担任及び担当の先生(教科担当や部活動の顧問の先生)に報告し、書類を保健室に取りに来て下さい。
- (3) スクールカウンセリングの予約
- ・ 週に3回スクールカウンセラーの先生が心の悩みを持った人の相談を受けています。インターネット、担任 又は保健室にて予約を行うことができます。